

4月  
から

# 誰もが安心して暮らせるために 障害者差別解消法が始まります

障害のある人もない人も、お互いを尊重し、誰もが安心して生活できる共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別」の解消をめざした障害者差別解消法が施行されます。

この法律は、行政機関や事業者を対象としています。障害のある人や障害への差別をなくすことは、市民一人ひとりに求められることです。法律の施行をきっかけに、市民の皆さんが、障害について正しく理解し、障害を理由とした不当な差別や取り扱いについて一緒に考えていくことが大切です。

☎ 社会福祉課 0848・67・6060

## 障害者差別解消法

国や市区町村などの行政機関、会社や店舗などの民間事業者による、障害を理由とした障害のある人への「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の不提供」を禁止し、その解消に向けて取り組むことを義務付けた法律です。

### 対象となる「障害のある人」とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能障害があり、障害や社会的障壁で日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

### 対象となる「民間事業者」とは？

営利・非営利、個人・法人を問いません。一般的な企業者やお店だけでなく、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動（NPO）法人も対象となります。

## 障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があつた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められます。

こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利や利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障害などにより、本人自らの意思を表明するのが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

### ● 障害を理由とした不当な差別的取り扱い

(例) 障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



### ● 合理的配慮

(例) 筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



# 障害のない人と一緒に社会参加できれば



電動車いすを使用している  
社会福祉士 末清弘聖さん

「施設やお店を利用するときに困ることはどんなことですか」

自分の「何をしたい」「何を食べたい」という希望よりも、まず「そこが障害があっても利用できる場所なのか」を考えなくてはなりません。入口や施設内は車いすが通れる広さや幅があるか、階段や段差はないか、トイレが利用しやすいか、などです。私は電動車いすを使っているのですが、券売機の受け取り口の高さが高すぎて困ることがあります。障害のない人が普通に利用できる施設や設備も、ちょっととした理由で障害のある人の利用が難しいことはよくあります。配慮があつて助かることはありますか

よく利用するコンビニエンスストアでは、お店の人に入口の扉を開け閉めしてもらったり、高い場所の商品を取ってもらったりすることがあり、大変助かっています。また、昨年4月から社会福祉協議会で働いていますが、私が入職するに当たり、机の配置や事務機器の高さを変えるなど、働きやすいように配慮していただきました。こんなサービスがあればと思うのはどんなことですか

市役所や公共施設には総合案内役のような人がいればいいなと思います。障害のある人が自分の力だけで必要な情報を入力するのは簡単ではありません。障害といっても、その種類や程



▲周囲のサポートを受けながら、社会人生活を送る末清さん

度は人それぞれです。やはり人に説明してもらうのが一番理解しやすいです。

また、障害のある人は移動に時間がかかることが多いので、時間的な配慮をしていただけると助かります。

法律の施行にどんなことを期待しますか

障害のある人が、障害を理由にこれまで諦めていたことができるようになればいいと思います。私はいま、英会話やスポーツに興味があります。障害のある人も、障害のない人と一緒に勉強したり、働いたり、スポーツや文化活動を行ない、積極的に社会参加できる世の中になればいいと思います。

## 「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

	市役所、学校などの行政機関	会社、お店などの民間事業者
<b>【不当な差別的取り扱い】</b> 障害のある人に対して、正当な理由がないのに障害があるということで、サービスなどの提供を拒否・制限したり、特定の条件を付けたりすることなど	<b>禁止</b>	<b>禁止</b>
<b>【合理的配慮の不提供】</b> 障害のある人から、何らかの社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があるにもかかわらず、除去するための配慮をしないことです。	<b>法的義務</b>	<b>努力義務</b>

### 社会的障壁 とは？



**例 街なかの段差**  
3cm程度の段差で車いすは進めなくなります。

**例 書類**  
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。

**例 ホームページ**  
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものです。

- ① 社会における物事(通行・利用しにくい施設・設備など)
- ② 制度(利用しにくい制度など)
- ③ 慣行(障害のある人の存在を意識していない慣習・文化など)
- ④ 観念(障害のある人への偏見など)

## 障害の有無にかかわらず食事を楽しめるお店へ

「障害のある人もない人も、同じように食事を楽しんでいたきたい」というのが店の方針です。

店内は残念ながらバリアフリーではないので、入り口までの階段や店内の段差では、従業員が介助させていただきます。障害のある人やそのご家族が安心して気兼ねなく食事を楽しんでいただけるよう、利用しやすい場所にある座席や個室へご

案内することもあります。

店舗では、従業員が障害や障害のある人への理解を深めることも目的のひとつとして、障害のある人の就労体験も積極的に受け入れていきます。普段から障害のある人への配慮の大切さを従業員の間に共有していますが、障害者差別解消法の施行を控え、店舗としての対応を研修で学びたいと思っています。



焼き肉店  
(円一町一丁目)  
わたなべしんや  
店長 渡邊慎也さん

## 障害のある人が安心して利用できる施設か再確認を

障害者差別解消法の施行は、障害のある人の相談支援事業者として安心して利用できる施設となつていくか、サービスや体制をもう一度見つめ直す良い機会だと思います。

職員や関係事業者の皆さんへ法律の周知を徹底するとともに、関係機関と連携し、相談者がたらい回しに

ならないよう体制を整備する必要があります。

特に精神障害のある人は、差別や不当な取り扱いを受けた心の傷を抱え込み、思い詰めることで不安が大きくなって、ときに症状が悪化することがあります。その半面、実はそれが誤解や思い込みによるもので、

## もっと知りたい障害者差別解消法

### 質問 1

差別した会社やお店などはどうなるのですか？

### 答え

会社やお店などの場合は、障害のある人にどんな対応をしたか役所に報告するように求められたり、差別しないように注意されたりすることがあります。

### 質問 2

近所の人から差別的なことを言われました。その人は罰せられないのですか？

### 答え

障害者差別解消法が禁止しているのは、行政機関や会社、お店などによる差別です。この法律が、個人のすることや考えを罰することはありません。ただ、すべての人が障害や障害のある人への理解を深めることが大切です。

### 質問 3

障害者差別解消法についてどこに問い合わせればよいのですか？

### 答え

次の窓口までお問い合わせください。  
三原市役所 社会福祉課 障害者福祉係  
☎0848・67・6060 FAX0848・64・2130  
相談支援委託事業所 さ・ポート  
☎0848・62・1736 FAX0848・62・1737  
相談支援委託事業所 ドリームキャッチャー  
☎0848・63・3319 FAX0848・63・3359



地域生活支援センター  
さ・ポート  
はせべりゅういち  
施設長 長谷部 隆一さん

きちんと意思疎通できていれば、悩みを解消できるものも多くあるので、この法律の施行により、障害のある人が早めに相談しやすい雰囲気や

体制ができることも期待しています。障害のある人が暮らしやすい社会は、障害のない人にとっても安心して生活できる社会なのです。